

締約国に関する情報 L Y	リビア 一 般 情 報	附属書 B 1 L Y
国内官庁の名称	Libyan Industrial Property Office (リビア工業所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Industrial Research Center, Tajoura, P.O.Box 3633, Tripoli, Libya	
電話番号	(218) 21 369 15 12, 369 15 18	
ファクシミリ装置	(218) 21 369 00 28	
電子メール	lipo@irc.org.ly	
インターネット	www.irc.org.ly	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
リビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、リビア工業所有権庁又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
リビアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	リビア工業所有権庁(国内段階参照)	
リビアを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 追加特許	
国際型調査に関するリビアの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
リビアが指定(又は選択)されている場合の有益な情報		
リビアが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知を受領した日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な し	